

相続放棄申述受理証明申請書 (利害関係人申請用)

神戸家庭裁判所 <input type="checkbox"/> 支部		【記載例】 相続放棄申述受理証明書の申請 (利害関係人(債権者法人)からの申請の場合)	
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
住所 神戸市兵庫区○○1-2-3			
(日中に連絡のとれる)電話番号 078-○○○-○○○○		入印紙貼付欄	
申請者 株式会社○○ 代表者代表取締役○○○○ 印			
【申請書類の送付先】 <input checked="" type="checkbox"/> 上記申請者 <input type="checkbox"/> 下記のとおり 住所 (日中に連絡のとれる)電話番号 (担当者:		(消印をしないこと)	
下記事件の相続放棄申述受理証明書を(各) <u>○</u> 通交付(送付)			
被相続人の氏名: ○○○○		超過した収入印紙を貼付し、超過分を放棄する場合は、「余分な収入印紙は放棄します。」の箇所に押印してください。	
<input checked="" type="checkbox"/> 平成 ○ 年(家) 第 ○○ 号 <input type="checkbox"/> 令和 ○ 年(家) 第 ○○ 号	<input type="checkbox"/> 平成 ○ 年(家) 第 ○○ 号 <input type="checkbox"/> 令和 ○ 年(家) 第 ○○ 号		相続放棄申述受理通知書や相続放棄申述書謄本に記載している事件番号を記載してください。 事件番号が不明の場合は、証明書の申請の前に、「相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会」を行ってください。
<input type="checkbox"/> 平成 ○ 年(家) 第 ○○ 号 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 ○ 年(家) 第 ○○ 号	<input type="checkbox"/> 平成 ○ 年(家) 第 ○○ 号 <input type="checkbox"/> 令和 ○ 年(家) 第 ○○ 号		
<input type="checkbox"/> 平成 ○ 年(家) 第 ○○ 号 <input type="checkbox"/> 令和 ○ 年(家) 第 ○○ 号	<input type="checkbox"/> 平成 ○ 年(家) 第 ○○ 号 <input type="checkbox"/> 令和 ○ 年(家) 第 ○○ 号		
<input type="checkbox"/> 平成 ○ 年(家) 第 ○○ 号 <input type="checkbox"/> 令和 ○ 年(家) 第 ○○ 号	<input type="checkbox"/> 平成 ○ 年(家) 第 ○○ 号 <input type="checkbox"/> 令和 ○ 年(家) 第 ○○ 号		
<input type="checkbox"/> 別紙のとおり			
1 被相続人との利害関係 申請者は別添疎明資料のとおり、被相続人に対する (<input checked="" type="checkbox"/> 債権者 <input type="checkbox"/> 相続人) として利害関係を有する。		(※)支部、出張所の場合、申請後すぐに証明書を交付できない可能性がありますので、返送用の郵便切手が必要になることがあります。来庁される前に、各支部、出張所にお問い合わせください。	
2 申請理由 <input checked="" type="checkbox"/> 不動産競売手続きに必要なため <input type="checkbox"/> 相続登記手続等をするため <input type="checkbox"/> 訴訟を提起するため <input type="checkbox"/> 金融機関に提出するため			
【債権者からの郵送申請の場合の添付書類等】 ①(法人の場合) 資格証明書, (個人の場合) 身分証明書(運転免許証, パスポート等)のコピー ②利害関係疎明資料(いずれもコピー可, 原本の添付不要) ア 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍)謄本 イ 債権者であることを証する資料(契約書等) ③手数料: 申述人1人の証明書1通につき, 収入印紙150円分 ④返送用の封筒(宛名を書いたもの) ⑤返送用郵便切手(普通郵便の場合で証明書4通まで84円分, 5通以上94円分以上) ・裁判所に来庁して申請される場合は, ②③と資格証明書(法人の場合)もしくは身分証明書(個人の場合), 認め印を持参してください(※)。			
【相続人からの郵送申請の場合の添付書類等】 ①身分証明書(運転免許証, パスポート等)のコピー ②利害関係疎明資料 ア 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍)謄本 イ 申請者の戸籍謄本 等相続関係が確認できる戸籍謄本(いずれもコピー可。相続関係により異なりますので, 事前に裁判所にお問い合わせください。) ③~⑤は上記と同じ ・裁判所に来庁して申請される場合は, ②③と身分証明書, 認め印を持参してください(※)。			

余分な収入印紙は放棄します。 (印)